

# 株式会社 Calm Living Design 訪問看護リハステーションおんか

## 重要事項説明書

### (指定訪問看護・介護予防訪問看護・医療保険)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「高崎市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年高崎市条例第 43 号）」の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

#### 1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 Calm Living Design
代表者氏名	代表取締役 井上 大介
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	群馬県 高崎市 棟高町 1928-123 027-388-0931
法人設立年月日	令和 3 年 11 月 1 日

#### 2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

##### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護リハステーション おんか
介護保険指定 事業所番号	第 1060290739 号（令和 4 年 8 月 1 日指定）
健康保険法 訪問看護 ステーションコード	029,073.9 （令和 4 年 8 月 1 日指定）
事業所所在地	群馬県 高崎市 菅谷町 1069-1 清水貸事務所2号
連絡先	TEL:027-384-4981 FAX:027-384-4497
管理者	浅見 由香利
事業所の通常の 事業の実施地域	高崎市（新町を除く）、前橋市（旧大胡町、旧宮城村、旧粕川町、旧富士見村を除く）、安中市（旧松井田町を除く）、榛東村、吉岡町

##### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	この規程は、株式会社Calm Living Designが開設する訪問看護リハステーションおんかが行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者が（以下「看護師等」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある利用者に対し、適正な指定訪問看護等を提供することを目的とする。
-------	---

運 営 の 方 針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。</li> <li>2 指定訪問看護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとする。</li> <li>3 指定介護予防訪問看護の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。</li> <li>4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びに地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。</li> </ol>
-----------	---

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日(ただし、会社が認めた国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。) * 営業日・営業時間帯に関わらず、電話等により24時間常時連絡と対応が可能な体制をとっています。
営 業 時 間	午前8時30分から午後5時30分(ただし、営業時間外であってもサービスの提供を行なう場合があります。)

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から金曜日(ただし、会社が認めた国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く) * 緊急時などは、時間外でも訪問いたしますが、時間外の場合には利用料が異なります。
サービス提供時間	午前9時から午後4時30分

(5) 事業所の職員体制

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。</li> <li>2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。</li> <li>3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</li> </ol>	常 勤1名

職員のうち主として計画作成等に従事する者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。</li> <li>2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。</li> <li>3 利用者へ訪問看護計画を交付します。</li> <li>4 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。</li> <li>5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。</li> <li>6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。</li> <li>7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。</li> <li>8 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。</li> </ol>	<p>常 勤： 3名以上</p> <p>看護職員： 2名以上</p> <p>理学療法士等 1名以上</p>
看護職員 (看護師・ 准看護師)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。</li> <li>2 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。</li> </ol>	看護職員： 3名以上
事務職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。</li> </ol>	常 勤 名 非常勤 名

### 3 提供するサービス内容及び費用について

#### (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
訪問看護計画の作成	<p>主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。</p> <p>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が訪問看護を提供している利用者については、定期的な看護職員による訪問により利用者の状況の適切な評価を行い、理学療法士等と連携して計画書を作成します。</p>
訪問看護の提供	<p>訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。</p> <p>具体的な訪問看護の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 病状・障害の観察</li> <li>② 清拭・洗髪等による清潔の保持</li> <li>③ 食事及び排泄等日常生活の世話</li> <li>④ じょく瘡の予防・処置</li> <li>⑤ リハビリテーション</li> <li>⑥ ターミナルケア</li> <li>⑦ 認知症患者の看護</li> <li>⑧ 療養生活や介護方法の指導</li> <li>⑨ カテーテル等の管理</li> <li>⑩ その他医師の指示による医療処置</li> <li>⑪ 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成</li> <li>⑫ その他、関連業務</li> </ol>

## (2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

## (3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額について

### ① 介護保険

・地域区分別の単価(6級地 10.42円)で負担額の計算を算出します。  
 ・訪問看護サービスが、介護保険の適用を受けている場合、負担金割合は介護保険証及び介護保険証負担割合証に記載されている割合を基に計算し算出します。但し、介護保険の適用を受けていない部分については、利用料全額をお支払いいただきます。

### ●訪問看護(要介護)の場合

サービス種別 訪問看護(要介護)	担当職種	サービス内容	利用単位数	費用額 (10割)	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
訪問看護 I 1	看護師による訪問 ※1	20分未満	314単位	3,271円	327円	654円	981円
訪問看護 I 2		30分未満	471単位	4,907円	490円	980円	1,470円
訪問看護 I 3		30分以上1時間未満	823単位	8,575円	857円	1,714円	2,571円
訪問看護 I 4		1時間以上1時間30分未満	1128単位	11,753円	1,175円	2,350円	3,525円
訪問看護 I 5	理学療法士等による訪問	20分(1回) ※2	294単位	3,063円	306円	612円	918円
		40分(20分×2回)	588単位	6,126円	612円	1,224円	1,836円
訪問看護 I 5・2超		60分(20分の90/100×3回)	795単位	8,283円	828円	1,656円	2,484円

※1:准看護師の場合は90/100で算出。

※2:20分以上を1回とし、週6回が限度です。

### ●予防訪問看護(要支援)の場合

サービス種別 予防訪問看護(要支援)	担当職種	サービス内容	利用単位数	費用額 (10割)	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
訪問看護 I 1	看護師による訪問 ※1	20分未満	303単位	3,157円	315円	630円	945円
訪問看護 I 2		30分未満	451単位	4,699円	469円	938円	1,407円
訪問看護 I 3		30分以上1時間未満	794単位	8,273円	827円	1,654円	2,481円
訪問看護 I 4		1時間以上1時間30分未満	1090単位	11,357円	1,135円	2,270円	3,405円
訪問看護 I 5	理学療法士等	20分(1回) ※2	284単位	2,959円	295円	590円	885円
		40分(20分×2回)	568単位	5,918円	591円	1,182円	1,773円

訪問看護 I 5 利用開始から 12 月起	による 訪問	20 分 (1 回) ※2	279 単位	2,907 円	290 円	580 円	870 円
訪問看護 I 5・2 超 利用開始から 12 月起		40 分 (20 分 × 2 回)	558 単位	5,814 円	581 円	1,162 円	1,743 円

※1: 准看護師の場合は 90/100 で算出。

※2: 20 分以上を 1 回とし、週 6 回が限度です。

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時 間 帯	午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 6 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 午前 6 時まで

サービス提供開始時刻が早朝・夜間の場合は、1 回につき所定単位数の 25/100、深夜の場合は 50/100 に相当する単位が加算されます。

### ●訪問看護・予防訪問看護加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

サービス種別 加算	算定回 数など	サービス内容	利用単位 数	費用額 (10 割)	自己負 担額 (1 割)	自己負 担額 (2 割)	自己負 担額 (3 割)
緊急時訪問看護加算 (I)	1 月に 1 回	24 時間連絡体制にあって、 必要に応じて緊急時に訪問 した場合かつ緊急時訪問に おける看護業務の負担の軽 減に資する十分な業務管理 等の体制の整備が行われて いる場合 (利用者又はその家族が緊 急時の訪問看護を希望し、加 算について同意を得た場合)	600 単位	6,252 円	625 円	1,250 円	1,875 円
緊急時訪問看護加算 (II)	1 月に 1 回	24 時間連絡体制にあって、 必要に応じて緊急時に訪問 した場合 (利用者又はその家 族が緊急時の訪問看護を希 望し、加算について同意を得 た場合)	574 単位	5,981 円	598 円	1,196 円	1,794 円
特別管理加算 (I)	1 月に 1 回	・在宅悪性腫瘍若しくは在宅 気管切開患者指導管理を受 けている ・気管カニューレ若しくは留 置カテーテルを使用してい る 上記利用者に計画的な管理 を行った場合	500 単位	5,210 円	521 円	1,042 円	1,563 円
特別管理加算 (II)	1 月に 1 回	・自己腹膜灌流、血液透析、 酸素療法、中心静脈栄養法、 経管栄養法、自己導尿、持続 陽圧呼吸療法、自己疼痛管 理、肺高血圧症患者指導管 理を受けている ・人工肛門または人工膀胱を 設置している ・真皮を越えるじよく瘡 ・点滴注射を週 3 日以上行う 必要がある	250 単位	2,605 円	260 円	520 円	780 円

		上記利用者に計画的な管理を行った場合					
初回加算（Ⅰ）	初回のみ	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合に所定単位数を加算する。ただし、初回加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。※ただし、過去2ヶ月間、当事業所からのサービスを受けていない場合	350 単位	3,647 円	364 円	729 円	1,094 円
初回加算（Ⅱ）	初回のみ	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日の翌日以降に初回の指定訪問看護を行った場合に所定単位数を加算する。ただし、初回加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。※ただし、過去2ヶ月間、当事業所からのサービスを受けていない場合	300 単位	3,126 円	312 円	625 円	937 円
退院時共同指導加算	1 回あたり	退院するに当たり、主治医その他の職員と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、内容を文書により提供した場合 ※ただし、特別な管理（上記特別管理加算を参照）を必要とする場合は2回/月	600 単位	6,252 円	625 円	1,250 円	1,875 円
看護・介護職員連携強化加算	1 月に1 回	喀痰吸引等を行う『登録特定行為事業者』として登録している訪問介護事業所と連携し、訪問介護員が喀痰吸引等を実施した場合	250 単位	2,605 円	260 円	520 円	780 円
複数名訪問看護加算Ⅰ	30 分未満	複数の看護師等がサービスを行った場合	254 単位	2,646 円	264 円	528 円	786 円
	30 分以上		402 単位	4,188 円	418 円	836 円	1,254 円
複数名訪問看護加算Ⅱ	30 分未満	看護師等と看護補助者がサービスを行った場合	201 単位	2,094 円	209 円	418 円	627 円
	30 分以上		317 単位	3,303 円	330 円	660 円	990 円
長時間訪問看護加算	90 分以上/1 回につき	特別な管理を必要とする利用者に対して、1 時間 30 分を超えて訪問看護を提供した場合	300 単位	3,126 円	312 円	624 円	936 円
専門管理加算	1 月に1 回	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所の緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合	250 単位	2,605 円	260 円	521 円	781 円

看護体制強化加算 (Ⅰ)	1月に 1回	高度な医療を望むご利用者 に対する方の看護体制を整 え、特別管理加算の算定が全 体利用者の20%以上かつ算 定日が属する月の前12月間 においてターミナルケア加 算を算定した利用者が5名以 上の場合	550 単位	5,731 円	573 円	1,146 円	1,719 円
看護体制強化加算 (Ⅱ)	1月に 1回	高度な医療を望むご利用者 に対する方の看護体制を整 え、特別管理加算の算定が全 体利用者の20%以上かつ算 定日が属する月の前12月間 においてターミナルケア加 算を算定した利用者が1名 以上の場合	200 単位	2,084 円	208 円	416 円	624 円
サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)	1月あ たり	研修等を実施しており、かつ 勤続7年以上の職員が30% 以上配置されている場合	6 単位	62 円	6 円	12 円	18 円
サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	1月あ たり	研修等を実施しており、かつ 勤続3年以上の職員が30% 以上配置されている場合	3 単位	31 円	3 円	6 円	9 円
ターミナルケア加 算	算定要 件適用 時	亡くなった日を含め14日以 内に2日以上ターミナルケ アを行った場合	2500 単位	26,050 円	2,605 円	5,210 円	7,815 円
遠隔死亡診断補助 加算	1回あ たり	情報通信機器を用いた在宅 での看取りに係る研修を受け た看護師が、死亡診断加算を 算定する利用者について、そ の主治医の指示に基づき、 情報通信機器を用いて医師 の死亡診断の補助を行った 場合	150 単位	1,563 円	156 円	312 円	468 円
口腔連携強化加算	1月に 1回	事業所の従業者が、口腔の健 康状態の評価を実施した場 合において、利用者の同意を 得て、歯科医療機関及び介護 支援専門員に対し、当該評価 の結果を情報提供した場合	50 単位	521 円	52 円	104 円	156 円

※ 緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間対応  
できる体制を整備し、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合  
に算定します。なお、同意書面は別添のとおりです。

※ 特別管理加算は、別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする利用者に対して、指定  
訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。別に厚生労働大臣が定め  
る特別な管理を必要とする状態とは、次のとおりです。

- i. 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管  
カニューレ、若しくは留置カテーテルを使用している状態
- ii. 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静  
脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続  
陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受  
けている状態
- iii. 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- iv. 真皮を超える褥瘡の状態

- v. 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態  
特別管理加算(Ⅰ)は i に、特別管理加算(Ⅱ)は ii ~ v に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に算定します。
- ※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 退院時共同指導加算は、入院中又は入所中の者が退院又は退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に初回の指定訪問看護を行った場合に算定します。また初回加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に算定します。
- ※ 複数名訪問加算は、複数の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する)、又は看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に算定します。
- ※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に算定します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。
- ※ 専門管理加算は、
  - ・緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合。
  - i. 悪性腫瘍の鎮痛療法又は化学療法を行っている利用者
  - ii. 真皮を越える褥瘡の状態にある利用者
  - iii. 人工肛門又は人工膀胱を造設している者で管理が困難な利用者
    - ・ 特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合
  - i. 診療報酬における手順書加算を算定する利用者  
(対象の特定行為:気管カニューレの交換、胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換、膀胱ろうカテーテルの交換、褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去、創傷に対する陰圧閉鎖療法、持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整、脱水症状に対する輸液による補正)
- ※ 看護体制強化加算(Ⅰ)、(Ⅱ)は、算定月の前6ヶ月において緊急時訪問看護加算の算定が全体利用者の50%以上、特別管理加算の算定が全体利用者の20%以上、(Ⅰ、Ⅱ共通)前12ヶ月においてターミナルケア加算を算定した利用者数が(Ⅰ:5人以上、Ⅱ:1人以上)であることを要件に算定します。
- ※ サービス提供体制加算は、事業所に勤務する職員それぞれが研修計画を作成し、研修の実施をしているか、定期的な健康診断を受けているか、定期的な情報共有のできる会議を開催しているか、職員の内30%以上が(Ⅰ)は7年以上、(Ⅱ)は3年以上勤務しているかの要件が整うことで算定しています。
- ※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が

定める状態にあるものは1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)に算定します。

- ※ その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。
  - i. 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
  - ii. 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態
- ※ 遠隔死亡診断補助加算は、情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、医科診療報酬点数表の区分番号C001の注8(医科診療報酬点数表の区分番号C001—2の注6の規定により準用する場合(指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を受けている有料老人ホームその他これに準ずる施設が算定する場合を除く。))を含む。)に規定する死亡診断加算を算定する利用者(別に厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に限る。)について、その主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合算定します。
- ※ 口腔連携強化加算は、利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていることで算定します。
- ※ 地域区分別の単価(6級地 10.42円)を含んでいます。

## ② 医療保険

- ・健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険等の加入保険の負担金割合(1割から3割)により算定します。
- ・公費をお持ちの方の受給者証等により、公費の利用が可能です。
- ・基本療養費、管理療養費、各種加算等があり、診療報酬の額により算出します。

### ●訪問看護基本料金(医療保険)の場合

<月の初日>

負担割合	基本療養費 (5,550円)	+	管理療養費 (7,670円)	=	自己負担額 (13,220円)
1割	555円	+	767円	=	1,322円
2割	1,110円	+	1,534円	=	2,644円
3割	1,665円	+	2,301円	=	3,966円

<月の2日目以降1日につき>

負担割合※1		基本療養費 (5,550円/6,550円)	+	管理療養費1 (3,000円)	=	自己負担額
週3日目まで	1割	555円	+	300円	=	856円
	2割	1,110円	+	600円	=	1,710円
	3割	1,665円	+	900円	=	2,565円
週4日目以降	1割	655円	+	300円	=	955円
	2割	1,310円	+	600円	=	2,210円
	3割	1,965円	+	900円	=	2,865円

※1:医療保険による訪問は原則1回/日・3回/週まで訪問が可能です。ただし、厚生労働大臣が定める疾病等、また急性増悪等により、特別訪問看護指示書が交付された利用者の場合、複数回・週4日以上以上の訪問が可能です。

### ●訪問看護(医療保険)加算

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

項目	サービス内容		費用額	自己負担額			
			10割	1割	2割	3割	
難病等複数回訪問加算	2回/日	同一建物内1人又は2人	4,500円	450円	900円	1,350円	
		同一建物内3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円	
	3回以上/日	同一建物内1人又は2人	8,000円	800円	1,600円	2,400円	
		同一建物内3人以上	7,200円	720円	1,440円	2,160円	
緊急訪問看護加算	利用者やその家族等の緊急の求めに応じて、その主治医の指示に基づき、緊急に計画外の訪問看護を行った場合に、1日につき1回限り算定		月14日目まで	2,650円	265円	530円	795円
			月15日以降	2,000円	200円	400円	600円

長時間訪問看護加算	厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合に、週1日(15歳未満の超重症児又は準超重症児の場合にあっては週3日)を限度として算定		5,200円	520円	1,040円	1,560円	
乳幼児加算	6歳未満の乳幼児に対して訪問看護を行った場合に、1日につき算定 (1)超重症児又は準超重症児 (2)特掲診療料の施設基準等別表第七に該当する疾病等の小児 (3)特掲診療料の施設基準等別表第八に該当する小児	(1)～(3)に該当する場合	1,800円	180円	360円	540円	
		(1)～(3)に該当しない場合	1,300円	130円	260円	390円	
複数名訪問看護加算	利用者またはその家族の同意を得て、同時に複数の看護師等が訪問看護を行なった場合	看護師 PT等 (週1日に限り)	同一建物内 1人又は2人	4,500円	450円	900円	1,350円
			同一建物内 3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
		准看護師 (週1日に限り)	同一建物内 1人又は2人	3,800円	380円	760円	1,140円
			同一建物内 3人以上	3,400円	340円	680円	1,020円
	利用者またはその家族の同意を得て、同時に複数の看護師等が訪問看護を行なった場合で、特別な管理を必要とする利用者等を訪問した場合	看護補助者	同一建物内 1人又は2人	3,000円	300円	600円	900円
			同一建物内 3人以上	2,700円	270円	540円	810円
		看護補助者(1日2回訪問)	同一建物内 1人又は2人	6,000円	600円	1,200円	1,800円
			同一建物内 3人以上	5,400円	540円	1,080円	1,620円
		看護補助者(1日3回以上訪問)	同一建物内 1人又は2人	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
			同一建物内 3人以上	9,000円	900円	1,800円	2,700円
看護補助者(週3日に限り)	同一建物内 1人又は2人	3,000円	300円	600円	900円		
	同一建物内 3人以上	2,700円	270円	540円	810円		
夜間・早朝訪問看護加算	午前6時～午前8時・午後6時～午後10時までの時間帯に訪問看護を行った場合		2,100円	210円	420円	630円	
深夜訪問看護加算	午後10時～午前6時までの時間帯に訪問看護を行った場合		4,200円	420円	840円	1,260円	
24時間対応体制加算	常時対応できる体制にあり、利用者の同意を得た場合に、月1回に限り算定	24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組を行っている場合	6,800円	680円	1,360円	2,040円	
		上記以外の場合	6,250円	625円	1,250円	1,875円	

特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者に対して訪問看護実施に関する計画的な管理を行った場合に、利用者の状態に応じ月1回に限り算定	・在宅悪性腫瘍若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている ・気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している	5,000円	500円	1,000円	1,500円
		・自己腹膜灌流、血液透析、酸素療法、中心静脈栄養法、経管栄養法、自己導尿、人工呼吸、持続陽圧呼吸療法、自己疼痛管理、肺高血圧症患者指導管理を受けている ・人工肛門又は人工膀胱を設置している ・真皮を越える褥創 ・訪問点滴注射管理指導料を算定している	2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算	在宅での療養上必要な指導を病院と共同で行い、その内容を文書により提供した場合に、初日の訪問看護の実施時に1回に限り算定		8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算	特別管理加算を算定する状態にある方に、病院と共同指導を行った場合		2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算	退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合に、退院日の翌日以降初日の訪問看護の実施日に1回に限り算定		6,000円	600円	1,200円	1,800円
在宅患者連携指導加算	利用者又はその家族の同意を得て、保険医療機関と情報の共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に月1回に限り算定		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	状態の急変や診療方針の変更等に伴い、開催されたカンファレンスに参加して、共同で利用者や家族に対し療養上必要な指導を行った場合に月2回に限り算定		2,000円	200円	400円	600円
情報提供療養費	利用者の同意を得て、市町村・保健所等に対して、当該市町村からの求めに応じ、訪問看護の状況を文書にて、保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に、月1回に限り算定		1,500円	150円	300円	450円
ターミナルケア療養費 I	在宅での終末期の看護の提供を行った場合、また、主治医の指示により、利用者の死亡前14日以内に2回以上訪問看護を行い、かつ、訪問看護におけるターミナルケアの支援体制について、利用者及びその家族等に対して説明したうえでターミナルケアを行った場合		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
看護・介護職員連携強化加算	喀痰吸引等を行う介護職員に対して医師の指示の下、支援・連携した場合		2,500円	250円	500円	750円
訪問看護ベースアップ 評価料 (I)	訪問看護管理療養費(月の初日の訪問)を算定する利用者1人につき月1回に限り算定		780円	78円	156円	234円
訪問看護医療DX情報 活用加算	利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合、月1回に限り算定		50円	5円	10円	15円

#### 4 その他の費用について

① 交通費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険サービス利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、1kmにつき35円の交通費の実費を請求いたします。</li> <li>・医療保険サービス利用者の居宅が、運営規程の定めに基づき、事務所から2kmを超えた地域では、1kmにつき35円の交通費の実費を請求いたします。</li> </ul>	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	24時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	12時間前までにご連絡の場合	1提供当りの料金の50%を請求いたします。
	12時間前までにご連絡のない場合	1提供当りの料金の100%を請求いたします。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		
③ 保険適用外料金	早朝(午前6時～午前8時)	基本料金から25%増し
	夜間(午後6時～午後10時)	
	深夜(午後10時～午前6時)	基本料金から50%増し
	死後の処置	15,000円

#### 5 利用料、利用者負担額、その他の費用請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額、その他の費用の請求方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</li> <li>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日頃に毎月利用者あてにお届けします。</li> </ul>
② 利用料、利用者負担額、その他の費用の支払い方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(i)事業者指定口座への振り込み</li> <li>(ii)利用者指定口座からの自動振替</li> <li>(iii)現金支払い</li> </ul> </li> <li>イ お支払いの確認をしたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡しますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要となる場合があります。)</li> </ul>

※ 利用料、利用者負担額及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

振込先:事業者指定口座

金融機関名:しののめ信用金庫(金融機関コード:1211)

支店名:中泉支店(支店コード:053)

口座番号:普通 1088729

口座名義:カ)カームリビングデザイン ダイヒョウトリシマリヤク イノウエダイスケ  
(株)Calm Living Design 代表取締役 井上大介

6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア	相談担当者氏名	井上 大介
	イ	連絡先電話番号	027-384-4981
		同ファックス番号	027-384-4497
	ウ	受付日及び受付時間	月～金 8:30～17:30

※ 担当する看護職員は、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

## 8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	井上 大介
-------------	-------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>ア 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>イ 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>ウ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>エ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
② 個人情報の保護について	<p>ア 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。</p> <p>イ 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>ウ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)</p>

## 10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、担当者が必要と判断した際には、救急搬送の依頼を行う事もありますので、あらかじめご了承ください。

<b>【家族等緊急連絡先】</b>	氏 名： <span style="float: right;">続柄：</span> 住 所：  電 話 番 号： 携 帯 電 話： 勤 務 先：
<b>【主治医】</b>	医療機関名： 氏 名： 電 話 番 号：

## 11 事故発生時の対応方法について

- (1) 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあたっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
- (3) 訪問看護を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の処置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとします。
- (4) 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録し、その完結の日から5年間保存します。

## 12 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## 13 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

## 14 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定訪問看護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

#### 15 サービス提供の記録

- (1) 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスが完了したその日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- (4) 提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

#### 16 衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

#### 17 非常災害対策について

- (1) 利用者の安全第一を考え、避難誘導を行います。
- (2) 利用者の安否確認を行うとともに、在宅医療における管理を行い体制を整えます。
- (3) 定期的に避難、救出、その他の必要な訓練を行います。
- (4) 非常災害発生の際には、その事業が継続できるよう、他の事業所との連携及び協力を行う体制を構築できるよう努めます。

#### 18 サービス提供に関する相談、苦情について

##### (1) 相談、苦情処理の体制及び手順

- ① 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
- ③ 担当者が在籍時は担当者が、担当者が不在の際は、井上大介(法人代表)が対応します。
- ④ 以下の体制と手順をとり対応します。
  - ア 苦情原因の把握
  - イ 検討会の開催
  - ウ 改善策の実施
  - エ 再発予防
  - オ その他の対応

(2) 苦情申立の窓口

<p>【事業者の窓口】 事業者の担当部署・窓口</p>	<p>所在地:群馬県高崎市菅谷町 1069-1 清水貸事務所 2号          担当者名:法人本部 法人代表 井上 大介          訪問看護リハビリテーションおんか 管理者 浅見 由香利          電話番号:027-384-4981          受付時間:午前 8:30~午後 5:30          (土日、祝日・年末年始は除く)</p>
<p>【市町村の窓口】 高崎市役所 介護保険担当課</p>	<p>所在地:群馬県高崎市高松町 35 番 1          電話番号:027-321-1111          受付時間:午前 8:30~午後 5:15          (土日、祝日・年末年始は除く)</p>
<p>前橋市役所 介護保険課</p>	<p>所在地:群馬県前橋市大手町二丁目 12 番地 1          電話番号:027-224-1111          受付時間:午前 8:30~午後 5:15          (土日、祝日・年末年始は除く)</p>
<p>安中市役所 高齢者支援課</p>	<p>所在地:群馬県安中市安中 1-23-13          電話番号:027-382-1111          受付時間:午前 8:30~午後 5:15          (土日、祝日・年末年始は除く)</p>
<p>榛東村役場 介護保険係</p>	<p>所在地:群馬県北群馬郡榛東村大字新井 790 番地 1          電話番号:0279-54-2211          受付時間:午前 8:30~午後 5:15          (土日、祝日・年末年始は除く)</p>
<p>吉岡町役場 介護福祉課</p>	<p>所在地:群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田 560 番地          電話番号:0279-54-3111          受付時間:午前 8:30~午後 5:15          (土日、祝日・年末年始は除く)</p>
<p>【公的団体の窓口】 群馬県国民健康保険団体連合会</p>	<p>所在地:群馬県前橋市元総社町 335 番地 8          電話番号:027-290-1363          受付時間:午前 8:30~午後 5:15          (休憩時間:12:00~13:00)          (土日、祝日・年末年始は除く)</p>

19 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、「高崎市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年高崎市条例第 43 号)」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	群馬県 高崎市 棟高町 1928-123		
	法人名	株式会社 Calm Living Design		
	代表者名	代表取締役	井上 大介	印
	事業所名	訪問看護リハステーション おんか		
	説明者氏名	印		

私は上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

私はその契約書で確認いたしました訪問看護サービスの利用を申し込みます。

利用者	住所			
	氏名	印		
	電話番号	( )	-	
	携帯番号		- ( ) -	

代理人	住所			
	本人との関係			
	氏名	印		
	電話番号	( )	-	
	携帯番号		- ( ) -	